

○木島平村生ごみ堆肥化機器購入費補助金交付要綱

平成 11 年6月 17 日訓令第4号

改正平成 17 年7月 15 日訓令第 15 号

木島平村生ごみ堆肥化機器購入費補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、ごみの減量とごみに対する村民意識の高揚を図るため、生ごみ堆肥化機器の購入に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、[木島平村補助金等交付規則](#)(昭和 58 年木島平村規則第3号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

**第2条** この要綱において「生ごみ堆肥化機器」とは、村内一般家庭から排出される生ごみを自ら堆肥化又は減量化できる機器で、環境衛生上の配慮がなされ、耐久性に優れていると村長が認めるものをいう。

(補助対象経費及び補助金の額)

**第3条** 補助金交付の対象となる経費は、機器本体の購入金額とし、堆肥化促進剤は経費に含めない。

2 補助金の額は、次の表に掲げた補助率を乗じて得た額とする。ただし、1基あたり 20,000 円を限度とする。

種類	補助率
生ごみ処理機	2分の1以内
生ごみ処理容器 (コンポスト容器、密閉容器)	3分の2以内

(補助金の交付申請)

**第4条** 補助金の交付を受けようとする者は、生ごみ堆肥化機器購入費補助金交付申請書・実績報告書・請求書([別記様式](#))を村長に提出しなければならない。

(補助金の決定)

**第5条** 村長は、前条に規定する書類の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の可否及び金額を決定し、申請者に通知するものとする。

(補助金交付の取消し及び返還)

**第6条** 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取消し、既に補助金が交付されているときは、補助金を返還させることができる。

- (1) この要綱の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。
- (2) 補助金を目的以外に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

(補則)

**第7条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は村長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成 11 年4月1日から適用する。

### 附 則(平成 17 年7月 15 日訓令第 15 号)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の木島平村生ごみ堆肥化機器購入費補助金交付要綱(以下「新要綱」という。)第3条の規定は、平成 17 年4月1日以後に交付した補助金について適用し、同日前に交付した補助金については、なお従前の例による。
- 3 平成 17 年4月1日からこの要綱の施行の日の前日までの間において、新要綱の適用を受ける補助金として交付された改正前の木島平村生ごみ堆肥化機器購入費補助金交付要綱の規定に基づく補助金は、新要綱に基づく補助金の内払いとみなす。